

事前・事後の通知の懈怠の効果－補足説明版

1) Y₃がAやY₁Y₂に対する事前通知を怠って、Xの請求に応じて、9000万円全額を弁済したら、以後の法律関係はどうなるか。まず、Y₃とAの関係はどうなるか。

Aは、Y₃から9000万円の求償を受けた場合、Y₃が事前の通知（民463条1項）を怠っていたことを理由に、反対債権による相殺で債務を免れたはずの限度で求償を拒める。したがって、設例では、Xに対する1000万円の売買代金債権の限度で求償を免れ、この1000万円の債権はY₃に移転する。すなわち、弁済受領後のXの無資力の危険は、AからY₃に転嫁されることになる。ここまでは、463条1項が準用する443条1項の適用問題なので、答えがはっきりしている。

問題は、Y₁の一部弁済である。Y₁は、負担部分に相当する3000万円しか弁済していないので、465条1項によるY₂Y₃への求償はできない。したがって、Y₁には、求償権を前提にするY₂Y₃への通知義務は生じない。もっとも、一部弁済後に他の共同保証人が二重弁済を行う危険はあるので、この場合にY₁に事後の通知義務もないとする465条1項の規定は、疑問のある立法であると言わざるを得ない。

また、主たる債務者A自身が弁済したわけではないので、Aには、463条2項が準用する443条2項の事後の通知義務は生じない。さらに、事前の通知は、債権者に対する抗弁の機会を保障し、それが保障されなかった場合に、求償権の行使を制約するものである。ところが、主たる債務者自身が弁済しても、保証人に対して求償することはできないから、そもそも事前通知制度には意味がなく、443条1項は準用の余地がない。

Y₁には、せいぜい、Aに対する事前・事後の通知義務が生じるだけであり、Y₁がAにも通知をしていなければ、Aも一般的にはY₁の一部弁済を知らない可能性がある。したがって、Y₃が、事前の通知をしても、Y₁の一部弁済を知らずに、二重弁済をしてしまうことが起こりうるのである。

以上を前提に考えると、Aは、Y₃の弁済より前にY₁が3000万円を弁済したため、Y₃の弁済時には、すでに主たる債務は6000万円に縮減しており、その限度でしかY₃の求償権は生じないと主張することができることになる。

先に検討した反対債権分1000万円を加えると、結局、Aは、5000万円を限度にY₃からの求償に応じれば良いことになる。もっとも、Y₁はAの代表取締役であり、Y₁の一部弁済の事実、Aにもわかっているから、Aが自ら主たる債務を弁済した場合に準じて、Y₂Y₃に対する事後の通知義務をAに課することは、上記のような465条1項の規定の仕方の問題を補う解釈論として可能かもしれない。しかし、そう解したとしても、判例・通説に従えば、2)の場合と同様に、事後の通知も事前の通知も欠けている場合の処理と同じ結論になるため、結果には影響がないことになろう。

2) 次に、Y₃とY₁Y₂の関係はどうなるか。

Y₃が3000万円分について二重弁済をしたのは、Y₁が一部弁済をしたにもかかわらず、事後の通知をY₃に行っていなかったことと、Y₃もY₁に事前の通知を怠っていたこと双方が重なったためと考えられる。先にも述べたように、465条1項によれば、Y₁には事後

の通知義務はないが、Aから事後の通知をすべきであると言えなくもない。そこで、事後通知と事前通知の双方が欠けている場合に準じて考えてみる。

このような場合につき、判例（最判昭和57年12月17日民集36巻12号2399頁）・通説は、「民法443条2項の規定は同条1項の規定を前提とする」として、事前の通知を怠って二重弁済をした連帯債務者は、自己の第2の弁済を有効なものとはみなすことはできない、と判断している。したがって、すでに自己の負担部分を弁済したY₁に対して、Y₃は自己の第2弁済の方が有効であるとして求償することはできず、二重弁済になった3000万円分は、善意の非債弁済（民705条・703条）として、Xから返還を求めるしかない。

なお、債権者Xに資力がある場合には、それでよいとしても、主たる債務者の無資力危険の配分の在り方という観点からは、判例・通説には疑問がある。債権者Xが無資力に陥った場合に限り、Y₃はY₁に対して、二重弁済した額を両者の負担部分割合で分けた額につき、444条を類推適用して、分担請求権を取得し、Y₁からの求償に相殺を主張しうる。その結果を調整するため、Y₃のXに対する不当利得返還債権が、Y₁の負担部分割合に応じた額だけY₁に移転する、という解釈が可能であると思うが、まだ私の1人説である（詳しくは、松岡久和「求償関係における無資力危険の配分(上)(中)」龍法27巻3号1頁、4号67頁（1994年））。

通知懈怠をめぐるY₁Y₃関係は相対的なものであり、Y₂との関係に影響を与えないと解されている。したがって、Y₂自身に固有の抗弁事由が存在しない限り、Y₃はY₂に対して、Y₂の負担部分の3000万円を求償することができる（民465条1項・442条1項）。